

◆ 法人市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所などのある法人が納める税です。資本金などや従業者数に応じて負担する均等割と、利益に応じて負担する法人税割とがあり、次の区分に従って、それぞれの法人の事業年度終了後2か月以内に、申告し納税します。

■ 届出（設立、開設、異動）

宇都宮市内での法人設立や事業所等を設置した場合、また、商号、所在地などに変更があった場合には「法人設立・開設・異動届」を提出してください。

（宇都宮市ホームページから法人市民税の各種届出書・申告書をダウンロードできます。）

■ 法人市民税を納める人

| 納税義務のある人 | 区 分 | |
|-----------------------------|-----|------|
| | 均等割 | 法人税割 |
| 市内に事務所や事業所などがある法人 | ○ | ○ |
| 市内に保養所などのみがある法人（事務所や事業所はない） | ○ | — |
| 公益法人などで、収益事業を行うもの | ○ | ○ |
| 公益法人などで、収益事業を行わないもの | ○ | — |

■ 税額の計算

ア 均等割

| 法人の区分 | | 税率（年額） |
|--------------------------|-------------|------------|
| 資本金等の額（※） | 市内事業所等の従業者数 | |
| 50億円を超える法人 | 50人を超えるもの | 3,600,000円 |
| | 50人以下のもの | 492,000円 |
| 10億円を超え50億円以下の法人 | 50人を超えるもの | 2,100,000円 |
| | 50人以下のもの | 492,000円 |
| 1億円を超え10億円以下の法人 | 50人を超えるもの | 480,000円 |
| | 50人以下のもの | 192,000円 |
| 1,000万円を超え1億円以下の法人 | 50人を超えるもの | 180,000円 |
| | 50人以下のもの | 156,000円 |
| 1,000万円以下の法人 | 50人を超えるもの | 144,000円 |
| | 50人以下のもの | 60,000円 |
| 公益法人、人格のない社団等（収益事業を行うもの） | | 60,000円 |

- ※ ① 平成 27 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度
法人税法で定める「資本金等の額」
- ② 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
法人税法で定める「資本金等の額」に地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 の調整
(無償増減資の調整)を行った額。
なお、この金額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額により均等割額を求めます。

イ 法人税割

税率 8.4% (※)

- 宇都宮市内にのみ事務所や事業所などがある法人

法人税額(国税) × 税率

- 宇都宮市以外の市町村にも事務所や事業所などがある法人

法人税額(国税) ÷ 全従業者数 × 市内事務所等の従業者数 × 税率

※ 平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度は 12.1%です。

■ 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間(予定)申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付するように決められています。

| 申告区分 | | 納めるべき税額 | | 申告と納付の期限 |
|------|------|---------|--|-------------------------------|
| | | 均等割 | 法人税割 | |
| 中間申告 | 予定申告 | 6 か月分 | 前事業年度の確定申告の法人税割額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ | 事業年度開始日より 6 か月を経過した日から 2 か月以内 |
| | 中間申告 | 6 か月分 | 事業年度開始日から 6 か月の期間を 1 事業年度とみなして仮決算により計算した額 | |
| 確定申告 | | 12 か月分 | 国税の法人税額をもとに計算した額 (中間申告により納付した税額は差し引きます。) | 事業年度終了日の翌日から 2 か月以内 |

法人市民税が課税となる事務所、事業所は？

Q 法人市民税が課税となる「事務所、事業所」とはどのようなものですか？

A 法人市民税が課税となる「事務所、事業所」とは、人的設備、物的設備、事業の継続性の要件全てを備えたものをいいます。

法務局で宇都宮市内に登記申請した法人や、事務所、事業所を開設した法人は全て、法人市民税（市税）の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以内に提出してください。

課税となる要件については、市民税課法人市民税グループ（☎028-632-2206）までお問い合わせください。

【課税とならない具体例】建設工事の現場にある仮設事務所

短期間（3か月未満）の設置であれば、「事業の継続性」がないため、「事務所、事業所」に該当せず、届出は不要となります。

新たに会社の設立、開設などを行った場合の手続きは？

Q 新たに法人の設立、開設などを行った場合、市役所にどのような手続きが必要になりますか？

A 宇都宮市内に法人を設立・登記した場合や、事務所や事業所を開設した場合には法人市民税（市税）の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以内に提出してください。

なお、法人市民税の届出書が必要な場合は、様式を宇都宮市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。記載方法等ご不明な点があれば、市民税課法人市民税グループ（☎028-632-2206）までお問い合わせください。

【各種必要な届出】（届出書の様式は同一です。）

- ・ 転入したとき … 転入届
- ・ 転出したとき … 転出届
- ・ 休業したとき … 休業届
- ・ 解散したとき … 解散届
- ・ 支店が閉鎖したとき … 廃止届

※ 法人税（国税）及び法人県民税（県税）についても市税と同様に届出が必要となります。

事業年度の途中で、事務所や事業所を開設・閉鎖したときの均等割の計算は？

Q 3月末決算の法人（資本金 1,000 万円、宇都宮市内従業員 10 人）で、宇都宮市内の事務所を 10 月 15 日で廃止しました。均等割額はようになりますか？

A 市内に事務所、事業所を有していた月数が 1 年に満たないときは、均等割は月割で計算します。月数は暦に従って計算し、1 か月に満たない端数は切り捨てますが、全体が 1 か月に満たない場合は 1 か月とします。また、従業員数は、事業年度の末日現在の従業員数を用います。

今回の場合、事務所、事業所を有していた月数は 6 か月（端数の 15 日は切捨て）、従業員数は 0 となりますので、

$$\text{均等割額} = 60,000 \text{ 円} \times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} = 30,000 \text{ 円} \text{ となります。}$$

※ 上記の場合、法人税割額はかかりません。

【参考】事務所、事業所を有していた月数が 1 か月に満たない場合、1 か月で月割計算

均等割の従業員数の算定方法は？

Q 法人市民税の均等割の従業員数はどのように計算しますか？

A 算定期間の末日現在における事務所、事業所の従業員数となります。

なお、アルバイト・パートについては、次の①②いずれかの数を従業員数とします。

- ① 算定末日現在における従業員数
- ② 算定期間の末日を含む 1 か月の総勤務時間数を 170 で割った数値